

令和7年分 決算準備のご案内



令和7年分の決算時期が迫ってきました。決算の準備はいかがでしょうか？

所得控除に必要な控除証明書等は、ほとんどが令和7年中に郵送されていますので、ご確認ください。また、税務署から下記の「確定申告のお知らせ」が、令和8年1月中旬以降に、ハガキもしくは封書で届きます。「決算・個人サポート」受講の際は、必ずお持ちください。

2・4ページに、所得控除が記載できるよう書式を準備しました。

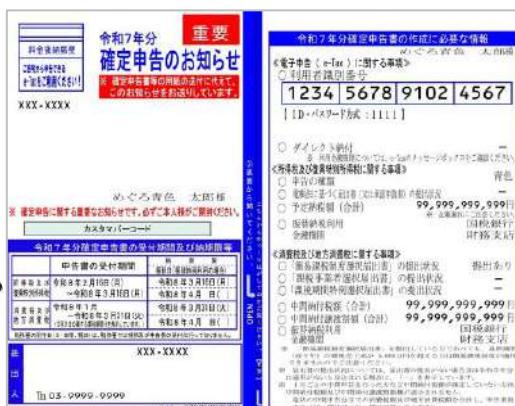
ご活用いただき、「決算・個人サポート」受講の際に、お持ちください。

「確定申告のお知らせ」（下記見本）には、

①利用者識別番号 ②申告の種類 ③予定納税額 ④振替納税金融機関 など

決算・個人サポートを受講される際に必要な情報が記載されています。

【お知らせハガキ】



【お知らせ通知書】



【イメージ拡大】

令和7年分確定申告書の作成に必要な情報	
『電子申告（e-Tax）に関する事項』	
①	利用者識別番号 1234 5678 9102 4567 【ID・パスワード方式：1111】
②	ダイレクト納付 ※ 利用金融機関については、e-Taxのメッセージボックスをご確認ください。
③	予定納税額（合計） 99,999,999,999円 ※ 記載漏れにご注意ください。
④	振替納税利用 金融機関 国税銀行 財務支店
『消費税及び地方消費税に関する事項』	
①	中間納付税額 99,999,999,999円 ※ 提出あり
②	中間納付税額（合計） 99,999,999,999円 ※ 提出あり
③	中間納付税額（合計） 99,999,999,999円 ※ 提出あり
④	中間納付税額（合計） 99,999,999,999円 ※ 提出あり
『所得税及び復興特別所得税に関する事項』	
①	申告の種類 電帳法に基づく届出書（又は承認申請書）の提出状況
②	予定納税額（合計） 99,999,999,999円 ※ 記載漏れにご注意ください。
③	振替納税利用 金融機関 国税銀行 財務支店
『消費税及び地方消費税に関する事項』	
①	簡易課税制度選択届出書の提出状況
②	課税事業者選択届出書の提出状況
③	課税期間特例選択届出書の提出状況
④	中間納付税額（合計） 99,999,999,999円 中間納付譲渡割額（合計） 99,999,999,999円 振替納税利用 金融機関 国税銀行 財務支店

お気をつけください!!

- ⚠ 集計や添付書類、帳簿等が不完全なままの予約。
書類等が足りない場合、サポートをお断りする場合があります。
- ⚠ 帳簿づけが間に合わない、添付書類が届かない、予約日を忘れていた…という理由の**当日キャンセル**や連絡なしのキャンセル。
- ⚠ 医療費や保険料の証明書が出てきた、帳簿の金額が間違っていたなど、決算サポート終了後の訂正。
決算サポート後の訂正も予約枠が必要となります！
他の会員の方へのご迷惑となりますのでご協力ををお願いいたします。

上記のような内容が多く見られる方へは、事務局より直接ご連絡させていただきます。

I. 所得控除等をまとめましょう

令和7年1月～12月までに支払った合計金額を記入してください。

以下★印は控除証明書（原本）の添付が必要です。忘れずにお持ちください。

◆社会保険料控除

支払った保険料	
国民健康保険	円
介護保険	円
後期高齢者医療保険	円
国民年金 ★	円
国民年金基金 ★	円
	円
	円
合 計	円

◆小規模企業共済掛金控除

支払った掛金	
小規模企業共済掛金 ★	円
iDeCo ★	円

* 小規模企業共済は、年払いで前納減額金がある場合は、支払った掛金より差し引いてください。
(払込証明書に記載あり)

◆地震保険料控除

支払った保険料	
地震保険 ★	円
旧長期損害保険 ★	(積立分除く) 円
合 計	円

◆生命保険料控除

支払った保険料	
一般の生命保険 ★	新 円 旧 円
個人年金保険 ★	新 円 旧 円
介護医療保険 ★	円
合 計	円

◆寄付金控除

支払った寄付金	
ふるさと納税合計 ★	円
★	円
★	円
★	円
合 計	円

◆本人に関する事項

✓を付けてください	
寡婦	<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 未帰還 合計所得金額が 500 万円以下 他要件あり
ひとり親	<input type="checkbox"/> ①合計所得金額が 500 万円以下 ②生計を一にする子（合計所得金額 48 万円以下） 他要件あり
勤労学生	<input type="checkbox"/>
障害者	<input type="checkbox"/> 身体障害 1 級または 2 級以外 精神障害は 1 級以外
特別障害者	<input type="checkbox"/> 身体障害 1 級または 2 級 精神障害は 1 級

◆特定親族等に関する事項

<input type="checkbox"/> 特定親族特別控除
<input type="checkbox"/> 配偶者特別控除
扶養親族等の所得状況により、適用される控除額が異なります。
確認のため、源泉徴収票をご用意ください。
* 詳しくは国税庁ホームページでご確認ください 「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について」



◆予定納税額

予定納税額	
1期分（7月）	円
2期分（11月）	円
合 計	円

* 予定納税は税務署から通知があった方が対象で、「確定申告のお知らせ」（P1 参照）、通知書や通帳でご確認ください。
納付の有無は関係ありません。（所得税）

◆医療費控除

4ページの医療費控除の明細書【内訳書】にご記入いただき、決算・個人サポート時に
お持ちください。（領収書の添付はできませんので、必ずご記入ください。）

* 医療費控除を受けた場合は、セルフメディケーション税制の適用はできません。
セルフメディケーション税制の詳細は 国税庁ホームページをご覧ください

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/keisubetsu/self-medication.htm>



II. 決算書作成の主なポイント

1. 事業所得の場合

- 年内に商品の引き渡しやサービス提供が完了している場合、入金が翌月の1月となったとしても、12月の売上です。(カード売上など注意が必要です。) 仕入も同様です。
- 自宅を事務所にしている場合は、固定資産税、家賃(更新料含む)、水道光熱費、通信費など全額経費にはなりません。個人(私用)としても使用しているため、面積、使用時間、頻度などで、分ける必要があります(按分)。転居した場合も割合が変わってきますのでご注意ください。
- 10万円以上の物を仕事用で購入した場合は、減価償却資産となり、今年1年での経費(消耗品費等)ではありません。備品として計上します。

2. 不動産所得の場合

- 礼金、返さなかった敷金(退去時の修繕費用に充てるなど)は収入で計上します。
*貸付部屋数が多い方で、決算書「不動産所得の収入の内訳」への入力を希望される方は、明細を準備の上、受講してください。(本財団では、ご自身で「不動産所得の収入の内訳」を作成済の方は賃借人の個別入力を省き合計金額のみを入力し、ご用意いただいた明細書を添付資料としています。)

3. 事業・不動産所得共通

- 所得税、住民税、国民健康保険料、国民年金、罰金などは経費にはなりません。
- 車の購入(事業用、事業と自家用兼用)や高額な設備投資、修繕があった場合は、減価償却資産となります。

III. インボイス発行事業者の登録をした方へ

- インボイス発行事業者の登録をした事業者の方は、基準期間(注)の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の申告が必要です。
(注)令和7年分の基準期間は、その2年前である令和5年分となります。
※年の中途から適格請求書発行事業者の登録を受けた場合、令和7年分(課税期間:登録日から12月31日まで)の消費税の申告が必要となります。
※消費税サポートを受講される方は「税率区分表」を作成してください。

IV. 謹度所得等の決算・個人サポートについて

下記の取引があった場合は、事前に税務署で相談し、計算書、内訳書等を作成してください。

- 譲渡(売却・交換・買替)した土地、建物がある。
- 特定口座でない株式を譲渡(売却)した。
- 金融商品(外国証券投資、未上場株式、投資型年金、先物取引、FX取引等)を譲渡、取引した。

必要な控除証明書等の主な問い合わせ先

確定申告するためには、控除証明書等が必要です。既に加入者宛に届いているものもあります。見当たらない場合は下記へご連絡ください。

【問い合わせ先】

- 1.小規模企業共済(中小企業基盤整備機構)
①プッシュボタンによる自動発送サービス **042-567-3308**
②中小企業基盤整備機構HPより発行手続き

※以下は目黒区在住の方

- 2.国民年金保険料 目黒年金事務所 **3770-6421**
- 3.国民健康保険料 国保年金課収納係 **5722-9610**
- 4.後期高齢者医療保険料 国保年金課後期高齢者医療係 **5722-9838**
- 5.介護保険料 介護保険課介護保険資格・保険料係 **5722-9845**

連絡の際は、電話番号を
よくお確かめのうえ、
お掛け間違いのないよう
お願いします



